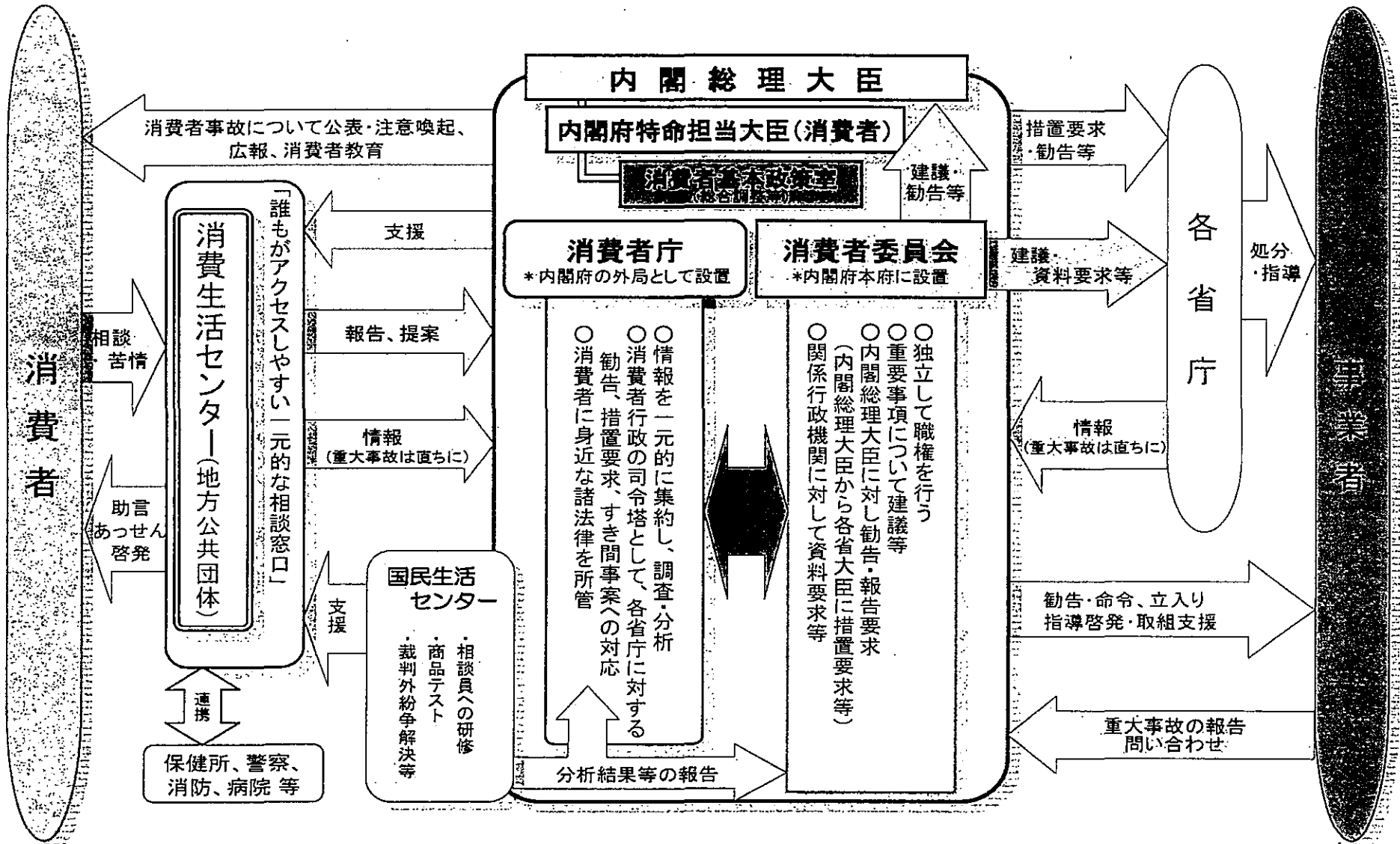


追加資料

消費者委員会について

委員会名	根拠法	主な法令上の機能・権限				
消費者委員会	消費者委員会設置法	○重要事項に関し、自ら調査審議・内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官への建議(法第6条第2項第1号)				
		○内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、重要事項に関し、調査審議(法第6条第2項第2号)				
		○消費者安全法第20条の規定による内閣総理大臣への勧告及び報告要求(法第6条第2項第3号)				
		○個別法の規定によりその権限に属させられた事項の処理(法第6条第2項第4号)				
		○関係行政機関の長への資料の提出要求等(法第8条)				
		委員会及び事務局の体制について				
		委員会		事務局		
		任期	定数	設置先	定数	体制
		2年 (法第11条)	10人以内 【全て非常勤】 (法第9条)	委員会の下に設置 (法第13条第1項)	2名 (消費者委員会令第3条 及び 消費者委員会事務局 組織規則第1条)	【委員会における事務処理等の総合調整】 ○事務局長 委員会運営の補佐 ○参事官 局務に関する重要事項に係るものに参画
		※ 衆・参附帯決議において、初代の消費者委員会の委員3人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこととされており、現時点で5人の委員に対し、常勤的な措置を講じている。なお、法附則第2条において、消費者委員会の委員について、法律の施行後2年以内の常勤化を図ることを検討するものとされている。				
設置先		組織法上の位置付け				
内閣府		内閣府本府の審議会 (いわゆる8条委員会)				

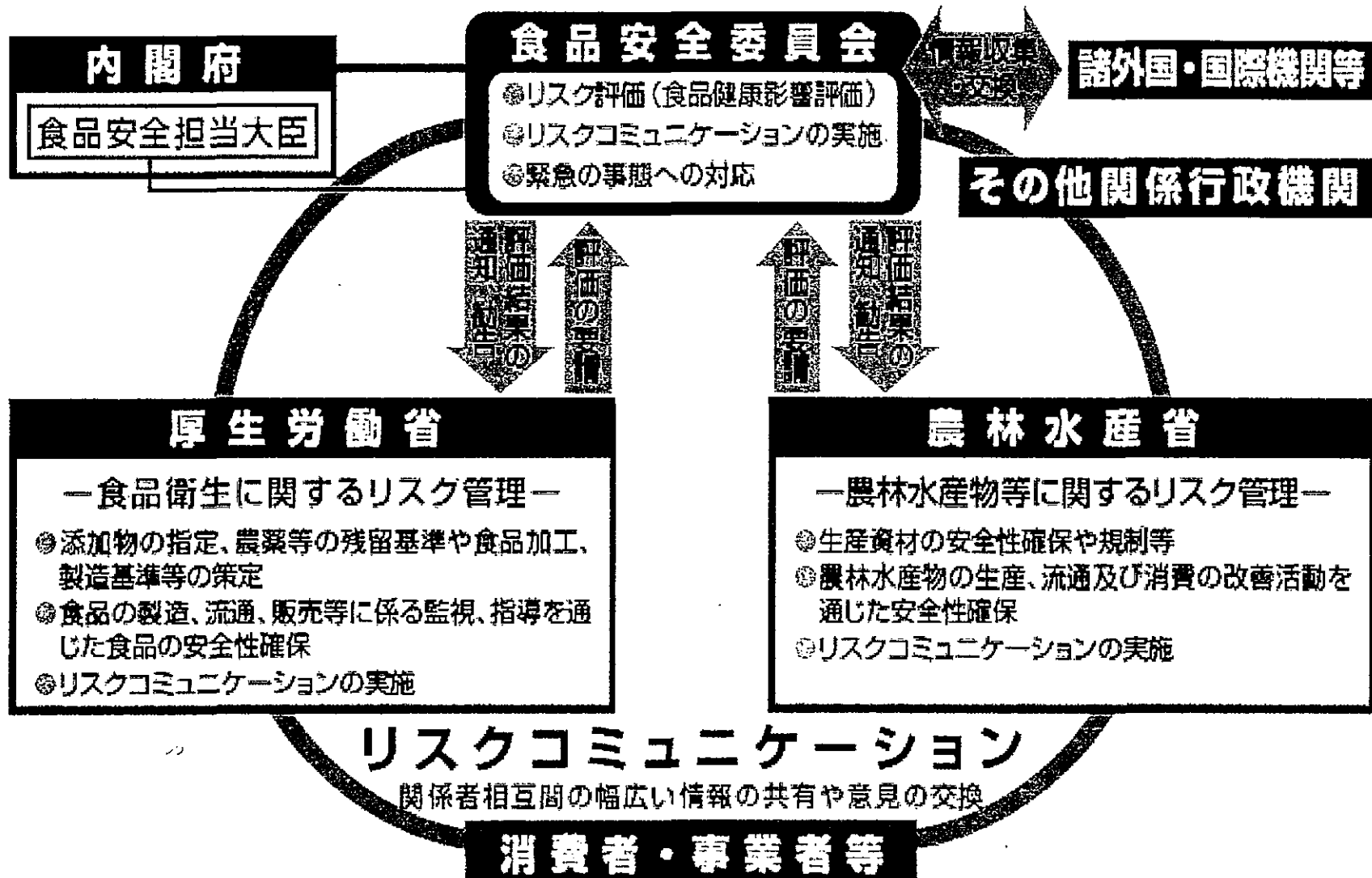
新しい消費者行政



食品安全委員会について

委員会名	根拠法	主な法令上の機能・権限				
食品安全委員会	食品安全基本法	○関係大臣の諮問に応じ、又は自ら食品健康影響評価を実施(法第23条第2項及び法第24条第1項)				
		○食品健康影響評価の結果に基づき、関係大臣に勧告(法第23条第3項)				
		○食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視し、関係大臣に勧告(法第23条第4項)				
		○重要事項を調査審議し、必要があると認めるときに、関係行政機関の長に意見(法第23条第5項)				
		○関係行政機関の試験研究機関に対し、必要な調査、分析又は検査の実施の要請(法第27条第1項)				
		委員会及び事務局の体制について				
		委員会		事務局		
		任期	定数	設置先	定数	体制
		3年 (法第30条第1項)	7人 【3名は非常勤】 (法第28条)	委員会の下に設置 (法第37条第1項)	56人 (一)	【委員会における事務処理等の総合調整】 ○総務課 委員会の所掌に係る会計等に関する事務等 ○評価課 食品健康影響評価に関する事務等 ○勧告広報課 委員会の保有する情報の公開に関する事務等 ○情報・緊急時対応課 食品の安全性の確保に関する情報の収集及び分析に関する事務等
		設置先		組織法上の位置付け		
内閣府		内閣府本府の審議会 (いわゆる8条委員会)				

各省との連携



食品安全委員会とリスク管理機関との役割分担について
(指定要請を受けて食品衛生法に基づき食品添加物を指定する場合)

